

保険会社の資産別 運用比率規制の見直し

制度調査部
金本 悠希

資産別運用比率規制を、廃止を含めて見直す方向へ

【要約】

2007年12月18日、金融審議会金融分科会第二部会は報告書を公表した。

報告書では、銀行・保険会社グループの業務範囲の拡大、利益相反の弊害の防止等の一層の実効性確保、保険に関する規制緩和が提言された。

保険に関する規制緩和については、国内株式は総資産の30%までというように、保険会社の資産運用を資産の種類に応じて総資産の一定割合に制限している現行規制について、廃止を含めた見直しを行うことが提言されている。

1. はじめに

2007年12月18日、金融審議会金融分科会第二部会は、「金融審議会金融分科会第二部会報告～銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について～」という報告書を公表した¹。この報告書の中では、次のような提言が行われている。

銀行・保険会社グループの業務範囲の拡大
利益相反の弊害の防止等の一層の実効性確保
保険に関する規制緩和

本稿では、上の提言のうち、保険に関する規制緩和で提言された、保険会社の資産別運用比率規制の見直しについて説明する。

2. 保険会社の資産別運用比率規制の見直し

保険業法は、保険会社の財務の健全性を確保する観点から、保険会社の資産運用については、原則として以下のように限度額が設けられている（いわゆる「3：3：2規制」）。

対象資産	国内株式	外貨建資産	不動産	特定運用資産	任意運用資産
上限 (対一般勘定資産合計)	30%	30%	20%	10%	3%

¹ 金融庁 HP 参照 (http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20071218-2/01.pdf)。



金融審議会の資料によれば、資産別運用比率規制に係る資産状況は、以下のようになっている²。

資産別運用比率規制に係る資産状況(社)損害保険協会会員全社
平成19年3月末現在

(単位:%)

保険会社名	国内株式 (30%)	外貨建 資産 (30%)	不動産 (20%)	特定運用 資産 1 (10%)	任意運用 資産 2 (3%)	保険 会社名	国内株式 (30%)	外貨建 資産 (30%)	不動産 (20%)	特定運用 資産 1 (10%)	任意運用 資産 2 (3%)
A社	27.4	17.9	6.9	1.1	0.1	M社	11.5	4.5	8.1	0.6	0.0
B社	26.4	14.2	7.3	0.2	-	N社	8.8	25.2	3.0	0.1	-
C社	25.6	24.5	7.2	0.1	0.0	O社	3.3	4.3	0.0	-	-
D社	24.6	6.2	0.2	0.1	0.0	P社	0.0	-	4.3	-	-
E社	24.3	13.8	5.9	0.6	-	Q社	-	17.9	0.0	-	-
F社	23.3	23.3	6.1	0.5	-	R社	-	-	1.6	-	-
G社	19.7	9.1	0.4	0.1	-	S社	-	-	0.2	-	-
H社	17.5	10.7	11.7	0.3	0.0	T社	-	-	-	0.7	-
I社	16.5	20.7	7.7	0.4	0.0	U社	-	-	-	-	-
J社	15.4	6.8	9.6	0.9	-	V社	-	-	-	-	-
K社	13.0	12.4	1.1	-	-						
L社	12.6	-	7.2	-	1.8	合計	21.5	16.8	6.2	0.5	0.0

1 無担保・低格付与信(債権・貸付金、貸付有価証券)

2 保険業法施行規則47条1号～8号に準じる資産

(出所)金融審議会資料を一部修正

資産別運用比率規制に係る資産状況(社)生命保険協会会員全社
平成19年3月末現在

(単位:%)

保険会社名	国内株式 (30%)	外貨建 資産 (30%)	不動産 (20%)	特定運用 資産 1 (10%)	任意運用 資産 2 (3%)	保険 会社名	国内株式 (30%)	外貨建 資産 (30%)	不動産 (20%)	特定運用 資産 1 (10%)	任意運用 資産 2 (3%)
A社	15.5	7.6	5.7	3.0	-	U社	2.1	-	-	-	-
B社	15.5	-	-	-	-	V社	1.6	-	0.0	-	-
C社	12.7	12.0	2.7	0.3	0.0	W社	1.5	13.3	0.3	0.2	0.3
D社	11.7	15.5	4.4	0.7	-	X社	1.2	0.3	0.8	4.5	0.0
E社	11.7	14.3	4.9	1.3	-	Y社	1.1	13.6	0.7	0.1	0.2
F社	11.6	7.5	9.3	0.1	-	Z社	1.1	-	0.0	-	-
G社	11.0	7.2	5.0	0.3	-	a社	0.6	2.0	0.2	0.0	-
H社	9.8	11.5	3.8	0.5	-	b社	0.3	0.2	-	-	-
I社	9.0	11.8	2.7	0.2	-	c社	0.3	-	-	-	-
J社	9.0	0.1	4.9	0.3	-	d社	0.0	17.1	0.1	0.2	-
K社	8.1	20.0	1.7	0.8	-	e社	0.0	8.4	0.5	3.2	-
L社	7.5	11.9	3.5	0.1	-	f社	0.0	2.5	0.0	-	-
M社	6.9	9.7	5.7	0.1	-	g社	0.0	2.3	0.0	-	-
N社	6.1	1.8	3.0	0.0	-	h社	0.0	-	0.9	-	-
O社	5.8	23.0	2.6	0.2	-	i社	0.0	-	0.2	-	-
P社	5.6	7.9	1.5	3.6	-	j社	-	-	0.4	-	-
Q社	5.0	2.8	3.0	6.0	-	k社	-	-	0.3	-	-
R社	4.0	0.2	0.4	1.4	0.3	l社	-	-	-	-	-
S社	3.9	2.2	-	0.1	-						
T社	2.1	5.5	0.6	0.0	-	合計	9.0	11.1	4.0	0.8	0.0

1 無担保・低格付与信(債権・貸付金、貸付有価証券)

2 保険業法施行規則47条1号～8号に準じる資産

(出所)金融審議会資料を一部修正

この保険会社の資産別運用比率規制について、報告書では以下のように指摘された。

保険会社間に事業内容や負債構造、リスクマネジメント能力等に差異が現状見受けられ、現行の画一的な規制は、経営・資産運用に関する方針が基本的に個社により自主的に判断されるべきものであることと合致しない面がある

² 金融庁 HP 参照 (http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/dai2/siryoku/20071205/05.pdf) 。

経営の健全性を確保しつつ、保険会社の経営の自由度を向上させるとともにより機動的な資産運用を可能とする観点も重要である

これらの指摘を踏まえ、報告書は、ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チームがソルベンシー・マージン比率の算出基準等の検討を行っている間は、当面は現行制度を維持することとしている。しかし、報告書は、その検討結果を踏まえて「いわゆる『3：3：2規制』について廃止を含めた見直しを行うことが適当」としている。